

■募集要項に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1					用語の定義 (S P C)	S P Cを「選定された応募者の構成員及び応募者の構成員が本事業の維持管理を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社をいう。」と定義されていますが、これはS P Cは構成員と特別目的会社の総称であると考えてよろしいでしょうか。	S P Cは特別目的会社を指します。
2	1	第1			本書の位置付け	「基本仮契約書(案)」、「建設工事請負仮契約書(案)」及び「維持管理委託仮契約書(案)」が公表されておりますが、仮契約書という書類が議会承認を経て本契約書になるのではなく、(本)契約書の仮契約が議会承認を経て本契約として効力を発すると考えられますが、今回は「仮契約書」が議会承認を経て「(本)契約書」へと書類の名称が変更されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	6	第2	1	(7)②イ	契約形態	本項目に定める「共同企業体等」については、乙型共同企業体(設計と施工を共同企業体構成員内で役割分担)として組成してもよろしいでしょうか。	甲型又は乙型のいずれも可としますが、乙型とする場合は、設計建設共同企業体協定書において下請等の債権者に対して連帯して債務を負う旨規定の上、この協定内容を市に対して表明保証してください。
4	6	第2	1	(7)③	事業実施スケジュール	掲載されている開業準備及び維持管理業務の開始時期は、前倒しする提案は認められるのでしょうか。	開業準備期間及び維持管理業務の前倒しは提案可能ですが、実施については市及び運営者との協議によります。
5	6	第2	1	(7)③	事業実施スケジュール	設定されている工期期間の根拠をお示し下さい。また工期の調整は提案可能でしょうか。	前段については、他事例等を踏まえて設定しています。後段については、工期調整の具体的な内容により個別に判断します。なお、募集要項に対する質問への回答No.4もご参照ください。
6	7	第2	1	(7)⑤ア	施設整備業務に係る対価	施設整備業務に係る対価については、基本的に出来高に応じて支払うとありますが、設計業務に係る対価についても、出来高で支払われると考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
7	9	第3	1	(1)②	応募者の構成等	構成員とはSPCに対して出資する者であり、SPCが直接業務を委託し又は請け負わせることを予定する者とありますが、建設企業は構成員として出資を求められているものの、SPCから直接業務を請負わないため、この場合の取り扱いはどのようなになるのかご教示ください。	構成員の定義を「SPCに対して出資する者」と修正します。
8	9	第3	1	(1)②	応募者の構成等	協力企業とはSPCに対して出資を行わない者であり、SPCが直接業務を委託し又は請け負わせることを予定する者とありますが、設計企業やSPCに出資をしない建設企業はSPCから直接業務を受託又は請け負わないため、この場合の取り扱いはどのようなになるのかご教示ください。	協力企業の定義を「SPCに対して出資を行わない者」と修正します。
9	9	第3	1	(3)③	応募者の参加資格要件	本事業への参加表明に記載する会社情報は、本社住所でもよろしいでしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名である必要がありますでしょうか。	市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名としてください。
10	10	第3	1	(3)④	応募者の参加資格要件	設計企業の要件に、建設業務を行う者が複数である場合・・・とありますが、建設業務は設計業務ではないでしょうか。	設計業務の誤記です。「設計企業は、次の要件を満たしていること。（設計業務を行う者が複数・・・）」と修正します。
11	15	第4	2		応募の手続き	本件の現地説明会等は開催されないということでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項に対する質問への回答No. 12もご参照ください。
12	15	第4	2		応募の手続き	大井中央公民館の現地見学はできないのでしょうか。	市としては想定していませんが、希望があれば対応しますので、市にご連絡ください。
13	15	第4	2	(1)	上福岡公民館の見学の実施	見学時の概要をお示しください。	休館日の個別見学となります。市職員同行の上、事業者が見学したい箇所を見学いただきます。
14	17	第4	2	(7)②	提出書類	提出書類のウ～オは任意とありますが、パワーポイント等での説明や、書類を回収させていただくことは可能でしょうか。	いずれも可とします。詳細については参加資格審査に通過した応募者に配布するヒアリング実施要領に記載します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
15	19	第5	1	(1) ①	(仮称)西地域文化施設 (現大井中央公民館)	(仮称)東地域文化施設と同じように、既存敷地図をCADデータ等で頂くことは可能でしょうか。	(仮称)西地域文化施設の既存敷地図のCADデータはありません。
16	22	第5	4	(2)	市の支払総額の上限価格	上限価格8,972,080千円のうち、建替施設の整備に係る対価及び維持管理に係る対価の上限は定めていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	22	第5	4	(2)	市の支払総額の上限価格	8,972,080千円について業務ごとの金額内訳をお示しください。	業務毎の内訳については提示しません。事業者の提案に委ねます。
18	23	第6	1		選定方法	本件プロポーザルは応募グループが1つであっても成立すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	24	第7	2	(1)	S P Cの設立	S P Cをふじみ野市内において設立することとされておりませんが、本施設のいずれかを所在地とすることは認められるでしょうか。	不可とします。
20	24	第7	2	(2)	S P Cの設立	「構成員以外のものがSPCへ出資することは認めない」との記載がありますが、提案書にて明記し、かつ、代表企業の出資比率が最大となる場合においても第三者出資は認められないのでしょうか。 (参加要件が満たせないため構成員として参画できないが、本事業に興味があり出資を望む企業がある場合を想定しています。)	提案書にて明記し、かつ、代表企業の比率が最大となる場合であっても、第三者出資は認めません。
21	24	第7	2	(4)	S P Cの設立	構成員のうち維持管理企業が代表企業となる場合、建設企業によるS P Cへの出資は不要との認識でよろしいでしょうか。	建設企業のうち1社はSPCに出資してください。
22	24	第7	4	(1)	次点交渉権者との協議	協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うとありますが、「成立しない」とみなされる期限はいつになるのでしょうか。	協議の経緯によります。
23	25	第7	6		契約保証金	契約保証金の算定において、契約金額及び年間委託料は税込みでしょうか、税抜きでしょうか。	契約保証金の算定において、契約金額及び年間委託料は税込みです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
24	32	別紙5	1	(2)	本施設の維持管理業務に係る対価 (表：SPC経費等)	維持管理業務に係る対価にSPC経費が含まれることとなっていますが、維持管理開始（令和3年3月）以前のSPC経費（設立費、弁護士費用等）については、どの対価に含まれ、いつ対価の支払が生じるのでしょうか。	維持管理期間前のSPC経費についても維持管理委託料に含めてください。維持管理期間中に支払います。
25	32	別紙5	1	(2)	本施設の維持管理業務に係る対価	開業準備業務に関する費用は維持管理業務費として受領する建付けとの理解で齟齬は御座いませんか。	ご理解のとおりです。
26	32	別紙5	1	(2)	本施設の維持管理業務に係る対価	開業準備業務に関する費用は維持管理業務費として受領する建付けの場合、開業準備業務に係る費用は確定債権として取扱いとの理解でよろしいのでしょうか。	開業準備にかかる費用は維持管理委託料に含むため、確定債権ではありません。
27	32	別紙5	1	(2)	本施設の維持管理業務に係る対価	一部費用について、1/3を乗じて計算するとなっていますが、端数処理計算はどうなりますでしょうか。	小数点以下は切り捨てとして下さい。
28	32	別紙5	1	(2)	本施設の維持管理業務に係る対価	各回均等払いとした場合に、総額と端数が生じた場合、初回と最終回のいずれでの調整となりますでしょうか。	初回に調整して下さい。
29	33	別紙5	2		物価変動による改定	実施方針の別紙4リスク分担表では、物価リスクは施設整備費、維持管理費の区分はされておらず、また、建設工事請負契約書（案）第25条に賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について規定されていることから、施設整備費についても物価変動による改定は適用されると考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	35	別紙6	2	(4)	委託料の減額の金額算定方法	委託料減額計算において、乗じられたパーセンテージに係る減額計算において端数処理はどうなりますでしょうか。	減額後の数値の小数点以下は切り捨てとします。
31	35	別紙6	2	(4)	委託料の減額の金額算定方法	ペナルティが10以上の場合、支払留保とありますが、当該留保された委託料については支払はいかなる場合でもされないとの理解でよろしいのでしょうか。支払いがなされない場合、支払留保との文言が発注者様が継続的に支払債務を有しているように読めてしまいますので、文言の修正を御検討いただけませんか。	前段については、募集要項別紙6、2(4)ウをご参照ください。 後段については、原案のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
32	35	別紙6	2	(4)	委託料の減額の金額算定方法	委託料の減額対象にはその他費用のSPC経費等も含まれますでしょうか。維持管理に係る委託料と異なり、SPC経費等はSPCを運営していくに際して必要不可欠な業務に係る費用であることに鑑み、減額理由が維持管理業務である限り、SPC経費等は減額対象から除外していただけませんか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、原案のとおりとします。